

1

民事訴訟

4-1-1 民事訴訟とは

問題 次の文章のうち、正しいものに○を、誤っているものに×をつけなさい。

- ① 民事訴訟には、通常訴訟、手形・小切手訴訟、少額訴訟、その他の訴訟などがある。
- ② 典型的な民事訴訟では、原告による訴え提起に始まり、被告による答弁書の提出、口頭弁論期日における準備書面などの提出、裁判所による争点・証拠の整理、証人尋問などの実施という流れを経て、判決の言渡しによって終了する。
- ③ 原則として第1審を担当する裁判所として、高等裁判所と地方裁判所がある。
- ④ 訴状には、請求の趣旨と請求の原因などを記載する。
- ⑤ 証拠調べには、証人尋問、鑑定、検証、書証の取調などがある。

解答

- ① ○
- ② ○
- ③ ×
- ④ ○
- ⑤ ○



- ① 正しい。
- ② 正しい。
- ③ 第1審を担当する裁判所は、地方裁判所と簡易裁判所である。
- ④ 正しい。
- ⑤ 正しい。

解説

1. 民事訴訟とは

「民事訴訟」は、裁判所における民事上の紛争を解決する手続です。民事訴訟という用語は、刑事訴訟（国家の市民に対する刑罰権の行使に関する事件）や、行政訴訟（刑罰権の行使以外の行政権の行使などに関する事件）と対比される用語です。

民事訴訟には、①通常訴訟、②手形・小切手訴訟、③少額訴訟、④その他の訴訟などが

あります。

① 通常訴訟

通常訴訟は、個人や企業の間での民事上の紛争を審理し解決する一般的な訴訟手続です。たとえば、A社が、Bに対し500万円の金銭を貸し付けたが、Bが返済日にこれを返済しないため、A社が、Bを相手に貸金返還請求訴訟を起こす場合があります。これは「通常訴訟」になります。そのほかにも、土地・建物の明渡請求訴訟や、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟などが、通常訴訟にあたります。

通常訴訟の手続の流れは、民事訴訟法に定められています。

② 手形・小切手訴訟

「手形訴訟」と「小切手訴訟」とは、民事訴訟法の特別の規定によって審理される手形金・小切手金の支払を求める訴訟です（民事訴訟法350条～367条）。

簡易・迅速な手形・小切手金の回収を可能にするため、手形・小切手訴訟では、早期に判決を言い渡すことができるよう工夫がなされています。具体的な工夫の内容は、後で説明します。

③ 少額訴訟

「少額訴訟」とは、簡易・迅速な手続により60万円以下の金銭の支払を求める訴訟です（民事訴訟法368条～381条）。少額訴訟は、地方裁判所ではなく、簡易裁判所で審理されます（民事訴訟法368条）。

④ その他

その他の類型としては、離婚や認知の訴えなどの家族関係についての紛争に関する訴訟である「人事訴訟」などがあります。

以上の4つのタイプのなかで、基本となる手続が「通常訴訟」です。以下では、通常訴訟のことを念頭において、「民事訴訟」という用語を用います。